

○安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成27年9月17日

安中市規則第20号

改正 平成28年12月14日規則第37号

平成29年3月31日規則第16号

平成30年9月25日規則第26号

令和4年3月31日規則第18号

令和4年3月31日規則第19号

令和4年5月26日規則第23号

令和5年5月26日規則第33号

令和5年12月25日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成27年安中市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壌基準)

第3条 条例第6条の土壌基準は、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、同表の中欄に掲げる基準値のとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の右欄に掲げる測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定による認可を受けた者、同法第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項の規定による認可を受けた株式会社

- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
 - (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項の規定による認可を受けた土地開発公社
 - (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (8) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、市長が地方公共団体に準ずる者として認定したものの
- 2 前項第9号の規定による認定を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 直近3年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
 - (4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請について、土壌の汚染及び災害の発生の防止を適確に行うことができる見込みがあると認めるときは、地方公共団体に準ずる者の認定をするものとする。
（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画（同法第33条の5第1項の規定による変更の認可又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画（同法第20条第1項の規定による変更の認可又は同条第2項の規定による変更の届出があったときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立

て等

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等（許可を要しない土砂等による埋立て等）

第6条 条例第7条第1項第5号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等
- (3) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
- (4) 主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等（次項の規定による届出を行った土砂等による埋立て等に限る。）

2 前項第4号に規定する土砂等による埋立て等を行う者は、事前に小規模特定事業許可に関する届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 小規模特定事業区域の土地利用計画図（平面図）
- (2) 小規模特定事業区域の案内図
- (3) 小規模特定事業区域の断面図
- (4) 安中市水道事業給水条例（平成18年安中市条例第192号）第5条第2項の規定による協議が必要な場合は、当該協議に係る協議書の写し
- (5) 有害物質使用特定施設（土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）を設置している工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設を設置していた工場若しくは事業場の敷地で同項ただし書の確認を受けたものから排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う場合は、第10条第4項に規定する土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面
- (6) 小規模特定事業区域及び土砂等を搬出する場所の現況写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平28規則37・令5規則33・令5規則50・一部改正）

（許可の申請）

第7条 条例第7条第2項の申請書は、小規模特定事業許可申請書（様式第3号）とする。

2 条例第7条第2項第10号の規則で定める事項は、施工管理者が通常所在する事務所等

の所在地及び電話番号とする。

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模特定事業区域の位置を示す図面
- (2) 小規模特定事業区域の付近の見取図
- (3) 土砂等埋立等区域の見取図
- (4) 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が個人である場合にあつては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書をいう。）
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。）並びに法人の代表者の住民票の写し並びに法人の役員に関する調書（様式第4号）
- (6) 小規模特定事業施工に係る資金調達計画書（様式第5号）
- (7) 申請者が個人である場合にあつては、資産及び負債に関する調書（様式第6号）、直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (8) 申請者が法人である場合にあつては、直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (9) 小規模特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (10) 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- (11) 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあつては、当該請負の契約書の写し
- (12) 施工管理者の住民票の写し
- (13) 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (14) 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
- (15) 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書

- (16) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
 - (17) 土砂等による埋立て等の高さ（小規模特定事業により生じる^{のり}法面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）が15メートルを超える場合において、土砂等による埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行うときは、安定計算を記載した書面
 - (18) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）
 - (19) 小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
 - (20) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
 - (21) 小規模特定事業区域及び土砂等を搬出する場所の現況写真
 - (22) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （令5規則50・一部改正）

（許可の基準）

第8条 条例第8条第2号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例第8条第3号の土地の所有者の承認は、小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（様式第7号）により行うものとする。

（変更の許可の申請等）

第9条 条例第9条第1項本文の規定による変更の許可を受けようとする者は、小規模特定事業変更許可申請書（様式第8号）に第7条第3項各号に掲げる書面のうち変更に係る事項に関するものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 小規模特定事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 条例第7条第2項第6号の小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）
- (3) 施工計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

- 3 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届出書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあつては、住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（代表者の氏名の変更については、次号に規定する場合を除く。）にあつては、法人の登記事項証明書

(3) 法人の代表者が新たに就任した場合にあつては法人の登記事項証明書及び当該代表者の住民票の写し、法人の役員（法人の代表者を除く。）が新たに就任した場合にあつては法人の役員に関する調書

（土砂等の搬入の事前届出）

第10条 条例第10条第1項の規則で定める土砂等の数量は、5,000立方メートルとする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（様式第10号）を提出して行うものとする。

3 条例第10条第2項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が次条に規定する基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（様式第11号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、次に掲げるものとする。

(1) 搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 検体試料採取調書（様式第12号）

(3) 計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第18条第1項において同じ。）が発行した土壌検査証明書（様式第13号）

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うものとする。

6 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 採石法

(2) 砂利採取法

7 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（様式第14号）又はこれに準ずる書面とする。

（土砂等の性状の基準）

第11条 条例第10条第3項第3号の規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。

（小規模特定事業の完了等の手続）

第12条 条例第11条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

- (1) 小規模特定事業を完了したとき 小規模特定事業完了届出書（様式第15号）
- (2) 小規模特定事業を廃止し、又は休止したとき 小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第16号）
- (3) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 小規模特定事業再開届出書（様式第17号）

2 前項第1号及び第2号の届出書には、小規模特定事業区域の出来形に関する図面（前項第2号の届出書にあつては、小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）並びに小規模特定事業区域の着手前、施工状況及び完了後（前項第2号の届出書にあつては、廃止又は休止時の状況）の写真を添えなければならない。

（令5規則50・一部改正）

（地位の承継の届出等）

第13条 条例第12条第2項の規定による届出は、小規模特定事業地位承継届出書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 承継した者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 被相続人との続柄を証する書類
 - イ 第7条第3項第4号に掲げる書類
 - ウ 第7条第3項第20号に掲げる書類（条例第7条第3項（条例第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定により既に提出されたものを除く。）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 承継した者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 合併契約書又は分割契約書の写し

イ 吸収合併又は吸収分割により小規模特定事業の全部を承継した法人にあっては、第7条第3項第5号に掲げる書類及び現に行っている事業の概要を説明する書類

ウ 新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、第7条第3項第5号に掲げる書類

エ 前号ウに掲げる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(小規模特定事業に係る標識の掲示)

第14条 条例第14条第1項の標識は、小規模特定事業に関する標識（様式第19号）によるものとする。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 許可を受けた年月日及び許可の番号

(2) 埋立て等の目的

(3) 小規模特定事業を行う場所の所在地

(4) 小規模特定事業を行う者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）及び電話番号

(5) 小規模特定事業の期間

(6) 小規模特定事業区域の面積

(7) 土砂等の排出の場所及び搬入予定数量

(8) 施工管理者の氏名

(帳簿の記載)

第15条 条例第15条第1項の規定による帳簿の記載は、小規模特定事業施工管理台帳（様式第20号）により毎日行うものとする。

2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

(2) 小規模特定事業区域の位置及び面積

(3) 土砂等埋立等区域の位置及び面積

(4) 記録者の氏名

(5) 土砂等の搬入時刻

- (6) 搬入車両の登録番号
- (7) 土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称
- (8) 搬入車両の運転者の氏名
- (9) 搬入した土砂等の数量
- (10) 土砂等の積込みを行う場所
- (11) 施工作業の内容

3 条例第15条第2項の規定による報告は、条例第7条第1項の許可を受けた日（小規模特定事業を休止し、その後再開したときは、再開した日）から3月ごと（月の中途において当該許可を受けたときは、当該許可を受けた日（小規模特定事業を休止し、その後再開したときは、再開した日）の属する月を1月とみなす。）に遅滞なく、小規模特定事業施工状況報告書（様式第21号）に当該期間の小規模特定事業施工管理台帳の写し及び土砂等を搬出した場所の現況写真を添えて行うものとする。

（令5規則50・一部改正）

（小規模特定事業区域内土壌検査）

第16条 小規模特定事業の許可を受けた者は、次に掲げる日から起算して6月を経過する日又は次に掲げる日から計算して小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第16条第1項に規定する土壌検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。

- (1) 小規模特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日
- (2) 前回の検査基準日

2 小規模特定事業の許可を受けた者は、小規模特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、小規模特定事業区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

3 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料は、市長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4 小規模特定事業区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点を起

点とする5メートルから10メートルまでの範囲にある4地点（当該地点がない場合にあっては、土砂等埋立等区域の中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点である4地点）の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し、1つの試料とすること。

(3) 小規模特定事業区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

(水質検査)

第17条 条例第16条第1項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）

については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「土壌検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「小規模特定事業区域内土壌検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第2項及び第3項中「小規模特定事業区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第3項の規定により採取した試料について、それぞれ別表第3の左欄に掲げる項目ごとに、同表の右欄に掲げる測定方法により行うものとする。

(小規模特定事業区域内土壌検査及び水質検査の報告)

第18条 条例第16条第1項の規定による報告は、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第22号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

(1) 小規模特定事業区域内土壌検査 当該小規模特定事業区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第16条第3項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び計量士が発行した土壌検査証明書

(2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により読み替えて準用する第16条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（様式第23号）

2 条例第16条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 第16条第1項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第16条第1項の規定により行う水質検査 第16条第1項

各号に該当する日から1月を経過する日

- (2) 第16条第2項の規定により行う小規模特定事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第16条第2項の規定により行う水質検査 市長の定める日

(書類の備置き等)

第19条 条例第17条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第4項に規定する小規模特定事業軽微変更届出書の写し
(2) 第10条第2項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し
(3) 前条第1項に規定する小規模特定事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

(車両の表示)

第20条 条例第18条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
(2) 小規模特定事業区域の所在地（小規模特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該小規模特定事業区域を代表する所在地）
(3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
(4) 小規模特定事業の許可番号
(5) 小規模特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

(身分証明書)

第21条 条例第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第24号）によるものとする。

(審査会)

第22条 土砂等による埋立て等に関する重要な事項を調査審議するため、安中市土砂等による埋立て等規制審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織、運営その他の必要な事項は、別に定める。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、土砂等による埋立て等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日規則第37号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6条第2項の規定により提出された書類については、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第16号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行った安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条第4項の土壌検査、同規則第16条第1項の小規模特定事業区域内土壌検査及び同規則第17条第1項において読み替えて準用する同規則第16条第1項の水質検査については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成30年9月25日規則第26号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第18号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則（令和4年3月31日規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則に基づき作成されている用紙

は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 3 前項の場合において、この規則により性別記載欄を廃止されたものについては、性別の記載を省略することができる。

附 則（令和4年5月26日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条第5項の土壤検査については、改正後の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成27年安中市条例第28号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する小規模特定事業区域（以下「小規模特定事業区域」という。）又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等により埋立て等が行われた小規模特定事業区域に係る条例第16条第1項に規定する土壤検査については、新規則別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則様式第13号の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和5年5月26日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第1項の技術上の基準の適用については、改正後の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成27年安中市条例第28号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する小規模特定事業区域（以下「小規模特定事業区域」という。）又は前項の規定によりなお従

前の例によることとされる土砂等により埋立て等が行われた小規模特定事業区域に係る新規則第8条第1号に規定する技術上の基準の適用については、新規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和5年12月25日規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条第5項の土壌検査については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成27年安中市条例第28号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する小規模特定事業区域（以下「小規模特定事業区域」という。）又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等により埋立て等が行われた小規模特定事業区域に係る条例第16条第1項に規定する土壌検査については、改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙があるときは、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別表第1（第3条、第10条、第16条関係）

（平29規則16・平30規則26・令4規則23・令5規則50・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法

有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下（埋立等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限り。銅の項及び別表第3備考第2号において同じ。）である場合にあつては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下かつ試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立等用の供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあつて	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法

	は、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法

シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34・1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34・1・1C）（注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	日本産業規格K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
1,4—ジオキサ ン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第2（第8条関係）

（令5規則33・一部改正）

	技術上の基準
1	土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に地滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
2	著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
3	(1) 土砂等による埋立て等の高さが15メートル超の場合の法面の勾配は、安定計算を行い、安全が確保される勾配とすること。 (2) 土砂等による埋立て等の高さが5メートルを超え15メートル以下の場合の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配とすること。 (3) 土砂等による埋立て等の高さが5メートル以下の場合の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配とすること。
4	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
5	土砂等による埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
6	土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
7	土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。
8	(1) 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設を設けること。 (2) 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。
9	湧水、雨水等に係る流量計算を行うこと。

別表第3（第17条関係）

（平29規則16・平30規則26・令4規則23・令5規則50・一部改正）

項目	測定方法
----	------

カドミウム	日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38・1・2（日本産業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、日本産業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、日本産業規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52・2、52・3、52・4又は52・5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1, 2—ジクロロ	シス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方

エチレン	法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102の34・1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34・1・1C）（注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	日本産業規格K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法

水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12・1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法
1, 4-ジオキサベン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 この表中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 銅の検査は、土砂等による埋立て等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

様式第1号（第4条関係）

地方公共団体に準ずる者の認定申請書

年 月 日

安中市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第2項の規定による地方公共団体に準ずる者の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者への資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資の受入総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額
 - (1) 出資の受入総額 千円（ 年 月 日現在）
 - (2) 地方公共団体別の出資金額

地方公共団体名	出資金額（千円）
合計	

- 2 土砂等による埋立て等に係る事業の実績

- 3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近3年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

小規模特定事業許可に関する届出書

年 月 日

安中市長 様

住所
申請者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋立て等の目的		
小規模特定事業区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
小規模特定事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
小規模特定事業区域に搬入する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名 (排出する者) 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号	
搬入しようとする土砂等の予定量	合計	m ³
その他必要な事項		

備考 その他必要な事項の欄には、土砂等による埋立て等を行うことについて条例、規則、その他の法令等による許可、認可、届出等を要する場合に、その手続の状況を記載してください。

添付書類

- 1 小規模特定事業区域の土地利用計画図（平面図）
- 2 小規模特定事業区域の案内図
- 3 小規模特定事業区域の断面図
- 4 安中市水道事業給水条例第5条第2項の規定による協議が必要な場合は、当該協議に係る協議書の写し
- 5 有害物質使用特定施設を設置している工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設を設置していた工場若しくは事業場の敷地で同項ただし書の確認を受けたものから排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う場合は、第10条第4項に規定する土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面
- 6 小規模特定事業区域及び土砂等を搬出する場所の現況写真
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）

(表)
小規模特定事業許可申請書

年 月 日

安中市長 様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けたいので、
次のとおり申請します。

埋立て等の目的		
小規模特定事業区域の 位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土砂等埋立等区域の 位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
小規模特定事業の 期間	年 月 日から 年 月 日まで	
小規模特定事業区域に 搬入する土砂等の数量	m ³	
小規模特定事業の施工に 関する計画		
小規模特定事業区域の 周辺の地域の生活環境 の保全及び災害の発生 の防止に関する計画		
施工管理者の氏名及び 住所並びに通常所在す る事務所等の所在地及 び電話番号	氏名 住所 通常所在する事務所等の所在地 通常所在する事務所等の電話番号	
その他		

備考 小規模特定事業の施工に関する計画並びに小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生防止に関する計画の欄に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、それらの計画書を添付すること。

(裏)

添付書類

- 1 小規模特定事業区域の位置を示す図面
- 2 小規模特定事業区域の付近の見取図
- 3 土砂等埋立等区域の見取図
- 4 申請者が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書
- 5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。）並びに法人の代表者の住民票の写し並びに法人の役員に関する調書（様式第4号）
- 6 小規模特定事業施工に係る資金調達計画書（様式第5号）
- 7 申請者が個人である場合にあっては、資産及び負債に関する調書（様式第6号）、直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が法人である場合にあっては、直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 小規模特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 10 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- 11 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し
- 12 施工管理者の住民票の写し
- 13 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- 14 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
- 15 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- 16 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- 17 土砂等による埋立て等の高さが1.5メートルを超える場合において、土砂等による埋立て等の構造の安定計算を行うときは、当該安定計算を記載した書面
- 18 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）
- 19 小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
- 20 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
- 21 小規模特定事業区域及び土砂等を搬出する場所の現況写真
- 22 1から21までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条、第9条関係）

法人の役員に関する調書

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住所

上記の内容（役職名を除く。）について、住民票に記載された情報と相違ないことを誓約します。

年 月 日

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)

様式第5号（第7条関係）

小規模特定事業施工に係る資金調達計画書

内訳	金額（千円）
小規模特定事業の施工に必要な資金の総額	
土地	
事務所	
運搬車両等	
自己資金	
借入金	
（借入先）	
その他	
増資	

備考 内訳欄については、事業計画に応じて適宜変更すること。

様式第6号（第7条関係）

資産及び負債に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内訳	数量	価格又は金額（千円）
現金及び預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資産計			
負債の種別	内容	数量	価格又は金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負債計			

備考 欄に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

小規模特定事業に係る土地所有者の承認書

小規模特定事業許可申請者（ ）が当方の所有地である次の土地において
 行う小規模特定事業については、異議がないので承認します。

所在地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	備考

また、承認の前提として、次の事項について、小規模特定事業許可申請者から 年 月
 日付けで説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	小規模特定事業区域の位置及び面積
3	小規模特定事業の期間
4	小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
5	小規模特定事業の施工に関する計画
6	小規模特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。）
7	小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の出来形
8	小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
9	小規模特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名
10	小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号

上記のとおり、承認したことを証するため、署名押印をします。

年 月 日

土地所有者 住所
 氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 その名称及び代表者の氏名)
 電話番号

備考 土地所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができます。

様式第8号（第9条関係）

小規模特定事業変更許可申請書

年 月 日

安中市長 様

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号	
	変更前	変更後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

備考 安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第7条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。

様式第9号（第9条関係）

小規模特定事業軽微変更届出書

年 月 日

安中市長 様

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号	
	変更前	変更後
変 更 の 内 容		
変 更 年 月 日		

備考

- 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（法人の役員が新たに就任した就任したことによって、代表者の氏名に変更があった場合を除く。）にあつては、法人の登記事項証明書を添付すること。
- 3 法人の代表者が新たに就任した場合にあつては法人の登記事項証明書及び当該代表者の住民票の写し、法人の役員（法人の代表者を除く。）が新たに就任した場合にあつては法人の役員に関する調書（様式第4号）を添付すること。

様式第10号(第10条関係)

土砂等搬入届出書

年 月 日

安中市長 様

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
今回の届出に 関する土砂等の排 出場所及び土砂 等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名 (排出する者) 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
搬入しようとする土 砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	1 土砂等排出元証明書(様式第11号) 2 土壤検査の試料を採取した位置図 3 土壤検査の試料を採取した現場写真 4 検体試料採取調書(様式第12号) 5 土壤検査証明書(様式第13号)

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の10日前までに提出すること。

様式第11号（第10条関係）

土砂等排出元証明書

年 月 日

安中市長 様

土砂等の排出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けた小規模特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

工 事 名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事に係る土砂等の 総排出量及び当該小 規模特定事業区域搬 入 予 定 量	総排出量 m^3 当該小規模特定事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土 砂 等 の 排 出 量	m^3
今回の証明に係る土 砂 等 の 性 状	第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土
今回の証明に係る土 砂等を運搬する者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
今回の証明に係る土 砂等による埋立て等 を行う小規模特定事 業の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

様式第12号 (第10条、第18条関係)

検体試料採取調書

年 月 日

安中市長 様

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

採取者 住所
所属
職 氏名
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査 (搬入 ・ 定期 ・ 廃止 ・ 完了) 水質検査 (定期 ・ 廃止 ・ 完了)
採取年月日	
採取時の天候	
土壌検査の場合の採取深度	

備考 検体区分の欄は、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

様式第13号（第10条、第18条関係）

土壤検査証明書

年 月 日

様

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		0.003	
全シアン	mg/ℓ		不検出	
有機燐	mg/ℓ		不検出	
鉛	mg/ℓ		0.01	
六価クロム	mg/ℓ		0.02	
砒素	mg/ℓ		0.01	
総水銀	mg/ℓ		0.0005	
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出	
PCB	mg/ℓ		不検出	
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02	
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006	
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002	
チウラム	mg/ℓ		0.006	
シマジン	mg/ℓ		0.003	
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02	
ベンゼン	mg/ℓ		0.01	
セレン	mg/ℓ		0.01	
ふっ素	mg/ℓ		0.8	
ほう素	mg/ℓ		1	
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05	
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

様式第14号（第10条関係）

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

年 月 日

様

証明者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の許可を受けた小規模特定事業区域に搬入する土砂等については、採石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日から 年 月 日まで
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第15号(第12条関係)

小規模特定事業完了届出書

年 月 日

安中市長 様

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可(同条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。)に係る小規模特定事業を完了したので、同条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
計 画 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面並びに小規模特定事業区域の着手前、施工状況及び完了後の写真を添付すること。

様式第16号（第12条関係）

小規模特定事業廃止（休止）届出書

年 月 日

安中市長 様

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）

電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可（同条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を廃止（休止）したので、同条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
計画期間及び廃止年 月日又は休止期間	計画期間 年 月 日から 年 月 日まで
	廃止年月日 年 月 日
	（休止期間 年 月 日から 年 月 日まで）

備考 小規模特定事業区域の出来形に関する図面及び小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面並びに当該事業の着手前、施工状況及び廃止又は休止時の状況が分かる写真を添付すること。

様式第17号（第12条関係）

小規模特定事業再開届出書

年 月 日

安中市長 様

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）

電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可（同条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を再開したいので、同条例第11条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 開 年 月 日	年 月 日

様式第18号（第13条関係）

小規模特定事業地位承継届出書

年 月 日

安中市長 様

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可（同条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）を受けた者の地位を承継したので、同条例第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

備考 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第19号（第14条関係）

小規模特定事業に関する標識	
許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
埋立て等の目的	
小規模特定事業を 行う場所の所在地	
小規模特定事業を 行う者の住所、氏名 及び電話番号	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
小規模特定事業 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
小規模特定事業区域 の 面 積	m ²
土砂等の排出場所 及び搬入予定数量	排出場所 搬入予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

備考 小規模特定事業に関する標識の大ききは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。

様式第20号（第15条関係）

小規模特定事業施工管理台帳

年 月 日（ ）

小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
 小規模特定事業区域の位置及び面積
 土砂等埋立等区域の位置及び面積

m³
 m²

記録者の氏名

	土砂等の搬入時刻	搬入車両の登録番号	土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称	搬入車両の運転者の氏名	搬入した土砂等の数量（m ³ ）	土砂等の積込場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

施工作業の内容

様式第21号（第15条関係）

小規模特定事業施工状況報告書

年 月 日

安中市長 様

報告者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第15条第2項の規定により、小規模特定事業の施工の状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号				
小規模特定事業区域の面積	㎡（うち実施済みの面積 ㎡）				
小規模特定事業区域に搬入される土砂等の数量	m ³ （うち実施済みの数量 m ³ ）				
今回の報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで				
排出場所、工事名等	搬入予定量 (m ³)	前回累計量 (m ³)	今回報告量 (m ³)	累計量 (m ³)	備考
合計					

備考 今回の報告に係る期間の小規模特定事業施工管理台帳の写し及び土砂等を搬出した場所の現況写真を添付すること。

様式第22号（第18条関係）

小規模特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

安中市長 様

報告者 住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第16条第1項の規定による小規模特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
土砂等又は排出水の採取地点	別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書（様式第12号）のとおり
土壌に係る検査証明書	別添のとおり
水質に係る検査証明書	別添のとおり

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第23号（第18条関係）

水質検査証明書

年 月 日

様

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）別表に定める方法により、計量した結果を次のとおり証明します。

（検体番号 ）

項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		
全シアン	mg/ℓ		
有機燐	mg/ℓ		
鉛	mg/ℓ		
六価クロム	mg/ℓ		
砒素	mg/ℓ		
総水銀	mg/ℓ		
アルキル水銀	mg/ℓ		
PCB	mg/ℓ		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/ℓ		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		
チウラム	mg/ℓ		
シマジン	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/ℓ		
セレン	mg/ℓ		
ふっ素	mg/ℓ		
ほう素	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		
水素イオン濃度	pH		
備考			

様式第24号(第21条関係)

身分証明書の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。
(表)

身分証明書		第 号			
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">写 真</td></tr><tr><td style="text-align: center;">縦 3 cm</td></tr><tr><td style="text-align: center;">横 2 cm</td></tr></table>	写 真	縦 3 cm	横 2 cm	所属	
写 真					
縦 3 cm					
横 2 cm					
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">安</td></tr><tr><td style="text-align: center;">中</td></tr><tr><td style="text-align: center;">市</td></tr></table>	安	中	市	氏名	
安					
中					
市					
		年 月 日生			
上記の者は、安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第23条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。					
年 月 日	安中市長	印			

(裏)

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例抜粋
(報告の徴取及び立入検査等)
第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土砂等の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を取去させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1) 第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2) 第15条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者
(3) 第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第27条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

様式第1号（第4条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（令5規則50・全改）

様式第3号（第7条関係）

（令5規則50・全改）

様式第4号（第7条、第9条関係）

（令4規則18・令4規則19・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第9条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第9号（第9条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第11号（第10条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第12号（第10条、第18条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第13号（第10条、第18条関係）

（平29規則16・令4規則18・令4規則23・令5規則50・一部改正）

様式第14号（第10条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第15号（第12条関係）

（令4規則18・令5規則50・一部改正）

様式第16号（第12条関係）

（令4規則18・令5規則50・一部改正）

様式第17号（第12条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第18号 (第13条関係)

(令4規則18・一部改正)

様式第19号 (第14条関係)

様式第20号 (第15条関係)

(令4規則18・一部改正)

様式第21号 (第15条関係)

(令4規則18・令5規則50・一部改正)

様式第22号 (第18条関係)

(令4規則18・一部改正)

様式第23号 (第18条関係)

(平29規則16・令4規則18・令5規則50・一部改正)

様式第24号 (第21条関係)

(平29規則16・一部改正)